

計画の策定方針

- ①子ども基本条例で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視
- ②こども大綱を勘案し、条例にはない「若者支援」「少子化対策」も要素に加える

計画で進捗管理する重点的な取組の柱立て

- (1)子どもの安全・安心の確保
- (2)子どもの権利について学ぶ機会の提供
- (3)子どもの育ちへの支援
- (4)子どもの意見表明及び社会参画の促進
- (5)子育て家庭への支援
- (6)若者支援

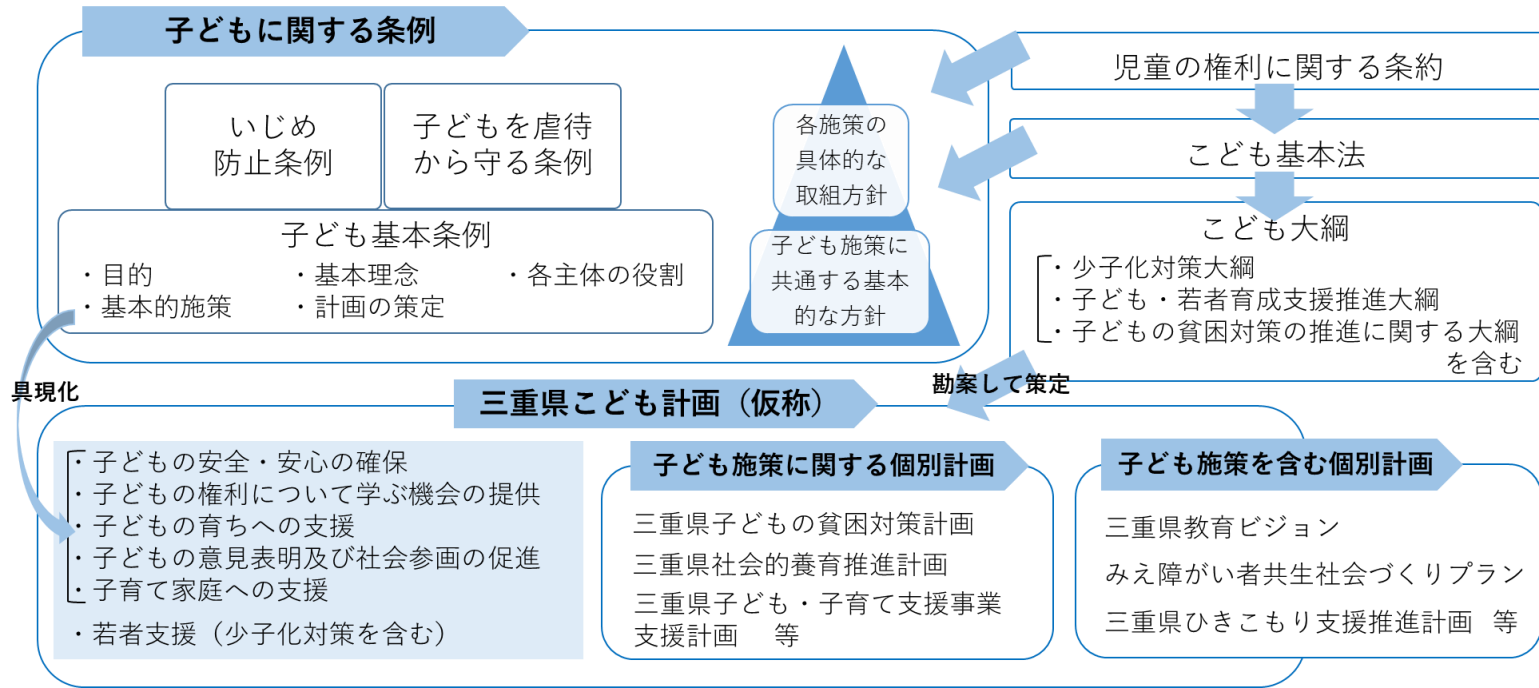
方針①

←方針②

子どもが若者となり、自立するまでの支援

※「少子化対策」は(3)(5)(6)に取組として溶け込み

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、子どものライフステージ等の視点で整理した項目も用意



【参考】「三重県子ども計画(仮称)」と法令等との関係性

計画がめざす姿

すべての子どもが豊かに育ち、
将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重

総合目標

- ・「生活に満足している」と思う子どもの割合
- ・「自分の将来について明るい希望がある」と思う子どもの割合
- ・「自分の意見を聞いてもらっている」と思う子どもの割合
- ・「今の自分が好きだ」と思う子どもの割合(自己肯定感)

三重県子ども計画 重点的な取組 柱立て(案)

※□囲みは少子化対策に関連性が高いもの

関連条項(子ども基本条例)	重点的な取組項目	構成する主な施策(取組)
(1) 子どもの安全・安心の確保 【第11条】	1 子どもの権利侵害への対応	児童虐待防止、いじめ対策、権利救済の仕組み
	2 子どもを取り巻くリスクへの対応	インターネットに関わるリスク対応、性犯罪・性暴力対策、事故・災害への取組
(2) 子どもの権利について学ぶ 機会の提供【第12条】	3 子どもの権利に対する理解の向上	子どもの権利に関する普及啓発、子どもの権利教育の推進
(3) 子どもの育ちへの支援 【第13条】	4 多様な学びの支援と居場所・体験 機会の充実	多様な学び・遊び・体験機会づくり、居場所づくり、不登校の子どもへの支援
	5 貧困など困難な環境にある 子ども・家庭への支援	子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、ヤングケアラー支援
	6 社会的養育の推進	社会的養育の推進(ケアリーバー支援含む)
	7 特別な支援や配慮が必要な子ども への支援	障がい児支援、発達支援、医療的ケア児への支援、外国につながる子どもへの支援
(4) 子どもの意見表明及び社会 参画の促進【第14条】	8 子どもの意見表明及び社会参画の 促進	意見表明や社会参画の機会の充実、意見表明支援(アドボカシー)
(5) 子育て家庭への支援 【第15条】	9 妊娠から出産・子育てまでの 切れ目ない支援	妊産婦・乳幼児ケア、周産期医療体制の充実、仕事と子育ての両立支援、経済的支援
	10 幼児教育・保育、放課後児童対策 の推進	幼児教育・保育、放課後児童対策
(6) 若者支援	11 若者への支援	ひきこもり支援、就労支援、出会い支援、不妊への支援